

## 令和2年 第4回文教厚生常任委員会会議録

令和2年3月27日 議員控室

### ○事 件

報告事項

(1) すまいるの状況について（保健福祉課・住民サービス課）

### ○出席委員（7名）

委 員 長	赤 井 睦 美 君	副 委 員 長	安 藤 辰 行 君
	黒 島 竹 満 君		斎 藤 實 君
	佐 藤 智 子 君		関 口 正 博 君
	千 葉 隆 君		

### ○欠席委員（0名）

### ○出席委員外議員（4名）

議 長	能登谷 正 人 君		大久保 建 一 君
	田 中 裕 君		牧 野 仁 君

### ○出席説明員

保健福祉課長	戸 田 淳 君	保健福祉課長補佐	佐 藤 哲 也 君
高齢者福祉係長	武 田 利 恵 君	住民サービス課長	北 川 正 敏 君

### ○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	庶 務 係 長	松 田 力 君
---------	-----------	---------	---------

〔 開会 午前10時26分 〕

## 令和2年第4回文教厚生常任委員会会議録

令和2年3月27日

### ◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それではお疲れ様です。第4回文教厚生常任委員会を始めます。

### ◎ 報告事項（1）すまいるの状況について

○委員長（赤井睦美君） 早速、報告事項をお座りいただいたままよろしく申し上げます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 今日はすまいる熊石の状況について、昨年末より事業運営が難しいと報告を受けておりましたが、今月25日、一昨日ですが、すまいるのほうで来庁しまして、これまでの説明と報告がありましたので、それについてご報告をさせていただきます。資料の裏面になりますのでご覧いただきたいと思っております。

これまでの経緯につきまして、一部11月・12月の報告と重なる部分もありますが、ご報告させていただきます。

まず、昨年の10月から11月。職員の確保が難しく常に不足している状態で、事業継続が困難なことから、施設や事業を譲渡できる事業者を探していることと、入居者の安全安心を考え、ギリギリになる前に他の事業者に入居者の受け入れが可能か、打診しているということでありました。

また、12月には候補となる相手が見つかり、これから協議を進めるに当たって、事務的な手続きや期間等について確認ということと、入居者と家族に対して説明会を開いて、理解が得られて転居先が確保できた方から転居を進めていくということで。これまでが、今までの委員会で報告した部分であります。

その後、今年の1月6日に来庁しまして、そのときには熊石だけではなく、恵庭・石狩も含めたすまいるの全事業の譲渡について協議しているということ。それから、譲渡が済んだ後には会社の廃業を考えているということではありますが、しかしながら、協議の中で熊石については人員確保の課題に問題があるため、相手方と譲渡について、引き続き検討課題となっている旨の説明でございました。

その後、2月にはグループホームと共同住宅を併せましたすべての入居者が、町内及び近隣町への施設の転居が済んでいるところでございます。そして一昨日、すまいるの来庁があ

りまして、その協議の相手方との間で、熊石については譲渡の協議が整わず、譲渡の対象から外れることになったこと。また、熊石以外の恵庭・石狩の事業については、4月から新しい相手方に引継ぎ、現会社のすまいる株式会社については、4月に入ってから破産手続きを行う予定であるとの報告があったものであります。

次に、すまいる熊石の入居者の状況ですが、昨年11月の時点でグループホームについては9名が入所していましたが、8名が町内、1人が近隣町の施設等にそれぞれ転居済みであります。

また、食事付共同住宅については13名が入所していましたが、8名が町内に、5名が近隣町の施設等にそれぞれ転居済みであります。すまいるに対しましては、これまで何度も熊石で事業が継続できるように要請をしてきたところですが、熊石地域における人員確保の課題が大きく、協議が整わなかったということでありました。

相手方については、道内を中心に54の事業所を運営している法人と聞いておりますが、契約前であるため、名称については公表できないということでした。

今後の建物の関係ですが、すまいるが破産申し立てを行う予定である為、破産手続きが開始されると財産の管理及び処分は、破産管財人が行うこととなり、売却活動を進めることになると考えられます。仮に、売却が進んだ場合には、新たな所有者の下で管理されますが、売却が進まない可能性もかなり考えられ、最終的に売却が進まなかった場合には、破産管財人が管理処分権を放棄することになってしまうと考えられます。

町では、以前からすまいるに提案していましたが、建物の無償譲渡。補助金の返還が必要のないかたちで、入居者・人材・職員がいるうちから、本当であれば無償譲渡をしたらどうかということで話をしていたんですが。すまいるについては、今まで相手方と熊石だけではなく全事業の協議をしていたということで難しいということだったんですが、一昨日の協議の中で、町内の法人に少しでも関心があるなら聞いてもらえないかという話がありました。

町内の法人においても人材不足は同様の課題でありますし、さらには、職員や入居者が既にいなくなった状態での話でありますので、相当に難しい状況であることは理解しておりますが、最終的に建物がそのままの状態に残されてしまうということも想定した場合と比較して、可能性としてはかなり少ないとは思いますが、ゼロではないということであればということで、来週、町内の社会福祉法人に状況を説明した上で関心があるかどうかということでの話をしてみようかと、考えてございます。

しかしながら、それについてもですね、財産の担保を外すことができるかどうかなど、ほかにも課題がたくさん想定されております。あくまで、それらの条件がすべて整った場合に限ってということですので、それらについてももう少し、これから調べたりですね、協議をしながら併せて町内の法人に、来週以降話しかけをしたいと考えてございます。

また、町の補助金の関係ですが、道の交付金を財源としております。町が交付決定を取り消す場合などは、道の指示や承認を得なければならないことになっております。今回のケースについて、廃止届や破産の申し立てがあった際に、交付決定の取り消し要件に該当になる

かということで道に確認をしてございましたが、そのことをもって補助財産の処分には該当しないということで、取り消しの要件にはならないとのことでございます。

補助財産の処分というのは、譲渡したり貸付けをしたり、また、取り壊したりだとか用件があるのですが、財産自体が移るということにはならないので、取り消しや破産の段階では取り消しの要件にはならないということでございました。

ただ、北海道でもこういった事案があまりないということで、国にも照会しながら対応していただいているわけですが、今後の想定として、破産管財人の管理の中で売却先が見つかり、その売却先に建物が移るということになれば、その時点では補助財産の処分に該当するとは思いますが、その段階で補助金を取り消し、また、返還命令をしたとしても、銀行の担保というものが、弁護士にも相談していますが、おそらく優先されますし、相当な金額で買われたい限りは返還の可能性についてはかなり低いものと考えられております。

いずれにしても、今後の状況を見ながら、道と相談し、状況によっては弁護士とも相談しながら対応していきたいと考えてございます。

以上、すまいるの状況についての報告といたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。では、このことについて質問ご意見ございませんか。

○委員（斎藤 實君） 委員長。一点だけ。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 今の説明の中で、返還が少ない状況にはなるのではないかと、こういうお話ですけれども。そしたら、町には金銭的な実害というのは生じないという考え方になるのだろうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） そのことがとても心配でしたので、北海道に何回も、振興局・本庁のほうにも照会をしてきています。今もしてきたんですけれども。交付決定通知というのが来まして、そこに市町村に対しての条件が書いています。その条件を見る中で、北海道が町に対した交付金を交付するのは、あくまで町が受けた補助金を不正に利用したり、適切に目的どおりに使わなかった場合は町の交付金を取り消します、ということは書いています。

なので、今回は事業者の話ですので、その事をもって取り消しにはならないと解しています。ただ、町が事業者に対して補助金を取り消した場合については、そのことで町に事業者から納付があった場合は、納付額の全部又は一部を返納してもらうことがあるという書き方ですので、簡単に解釈すると、納付があったもの以上に返せとは言われないというふうに理解してますし、道のほうにも何度もそういうことで確認をしてるんですが、北海道のほうではなるべくそうならないように頑張ってくれと言うことが精いっぱいですね、はっきりそれ以上返してもらわなくてもいいという答えは聞いていません。

ただ、条件からいけばそういうことでできていますので、それ以上に返す必要はないのかなと今のところは考えながらも、ちょっとこの先もそういう状況になるようでしたら事前に弁護士さんに相談したりだとか、他の県とかで訴訟になってるケースもありますので、その辺も確認しながら進めたいと思っています。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） これあと何年くらい残ってるの。耐用年数。それとその補助金の今の時点でさ、万が一返さなきゃならない金額ってなんぼくらい残ってるの。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） まず、建物の耐用年数ですが、鉄骨造ということで 34,5 年くらいだったと思います。利用した期間が 8 年数か月ということで、耐用年数についてはそれくらいです。

それから、補助金の返す金額ということですが、条件がそれもいろいろあるんですが。国の承認を得てグループホームを 10 年以上新しい事業者が継続をするという条件で、例えば譲渡・売買するだとかということであれば、国に返す返還金が耐用年数から使った部分の年数を引いて計算した金額を国に戻すというようなことになります。その場合ですと、建物に対する補助が大体 4,500 万くらいありまして、8 年分を軽減できれば 3,500 万弱が返還する額になります。

ただ、補助金の取り消しをした場合は、そういう何年分を軽減するというのではありませんので、全額を返還するということになります。あとは、唯一返還しなくてよくて無償でというのは、先ほど言いました無償で譲渡をしてグループホームを 10 年続ける相手がいればということでもあります。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） そうしたら、耐用年数の期間中が補助金の対象年度でないしょ。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 返還ということですか。

○委員（黒島竹満君） 補助金の期限が切れる。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 返す期限ですか。

○委員（黒島竹満君） うん。返す期限がさ。最初から決まってるしょ。耐用年数によって返還決まってるの。耐用年数じゃないしょ。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 耐用年数はあくまでも、いろいろな条件によって、パターンによって、国に返還する額を計算するための計算の基になるだけでありまして。ただ一つ、耐用年数過ぎてしまえば、補助金の返還は必要なくなると解釈しています。

○委員（黒島竹満君） したら耐用年数と同じになるんだ。

○保健福祉課長（戸田 淳君） その期間は使ってくださいっていう条件によって。

○委員（黒島竹満君） 耐用年数あるうちは、補助金は止めた時点で結局返済しないと、返さないとなんていうスタイルなんだな。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 耐用年数以外にもさまざまな条件がございまして、例えば、今回は10年も使っていないわけですが、この厚生労働省の補助金でいきますと10年を経過してる場合は、同じく厚生労働省が示している他の社会福祉事業ですとか、そういうものへの転用は認められるだろうということもあります。

そのケースケースによってですね、災害によって取り壊しになったらそれは返さなくてもいいよだとか、本当にパターンによって違うんです。

○委員（黒島竹満君） はい。分かりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） すまいるの現状は、もともと最初から事業運営できないと私は最初から思っていましたから、こういう結果になるのは当然かと思えます。

なぜかといったら、皆さんどこから給料貰ってるのか分からないけれども、社会福祉法人というのは、当然、法人税も払わない、固定資産税も払わない事業者ですよ。それで、株式会社の部分は法人税払って固定資産税も払って税金を払う企業だよ。それでお互いに地域密着型であそこのところ比較すれば、税金を払わないところに介護保険以外の税金を投入して、一方で税金を払ってる企業にはね、介護保険以外の税金を補助してないんだわ。潰れるの当たり前でしょ。そう思いません。利益の中から税金払うんだから、株式会社。一方、介護保険の収入以外に税金もらって、税金まで免除されるんだよ。厳しいしょ。それも介護保険で収入だけでやりなさいってって一方は、こっちは税金入るけれども、介護保険の自分たちの実績の中から税金も払うという厳しい中ではね、地域が小さければ小さいほどできないんだわ。

だから、どっち向いて皆さんは仕事してるのかなと思うんですよ。税金をもらって地域の振興を図るっていうのは自治体の役割なのに、税金払ってる企業に冷たくして、税金払っていないところに新たな税を出してるんだよ。だから、単純なことなんだわ。だから、そのことをしっかり考えていかないと、地域のことというのはどうなんのかなって心配するんだよね。だから、過去のことだから、皆さんがそういうふうにしたわけじゃないけれども。

やっぱり、この評価というのはそういう視点を見ないと駄目なんじゃないのかなと思うんですよね。せつかく税金を納めてきて、それから雇用もつていう部分。おそらく税金をそこで少し投入してたら、同じようにね。人件費つていうけれども、管理者でもケアマネの部分でもね、おそらくあと500万積みれば来るから。今の300万もらってて500万やったら800万もくれたら誰でも来るんだわ。その規模でもう一方には、やっているんだよ。1,100万の介護報酬の部分で3,800万も委託料払ってるんだから。だからそのことも含めてしっかり検証していかないと、今後単に今度は民間の感覚でなくても税、税、税でやっていくと税の負担というのは大きいわけだから。本当は成功事例にしたかったんだわ、成功事例に。あそのすまいるを。税金を納めて、税金つていうか法人税払ってそれから固定資産税を払って地域で福祉事業をやってほしいって。それが標準型だよって。

それがあまりにもね、ちょっと対象を比較すれば違うんだわね。だから、当然こういう結果になると思うんだけど、それじゃあ次のそういう比較で見れば今後どういうふうにしなければならないかといったら、基本はさ、税だけをやればいいんだつていうことじゃないんだよね。事業のやり方だとか中身をね、しっかりやっていかないと駄目だと思うので、もうすまいるのことはなるようにしかならないと思うし、おそらく福祉の方に転換するのは難しいと思うから、それはそれとして返還金出さなければならない部分は、それは授業料みたいな部分だけでも。

今後ね、その辺の視点をきちんと見ながら、やっぱりある程度事業の運営に口は出せないんだよね。社会福祉法人だから。でも、税金を払ってる部分については口出せるんだよね。本来は、介護保険事業者だから指導監督権のある事業の部分だけしか当然できないけれども、でもいろいろとやってるからね、ある程度その辺見直していかないと、なかなか人口規模の縮小には厳しいものがあるから、ある程度口は出すんじゃないけれども、こういう状況になれば補助金を出してる事業者という部分と、介護保険者という、保険者の権限でもってある程度やり方だとか継続部分で、ある程度指導というか、していかないと。

ただ、税だけでいいんですよいいんですよつていうことじゃダメだと思って、そもそもあそこも民間参入させたはずなのでね。その理念をこれで押し負けてしまったら、この間、やってきたことが本当に無になると思うんだ。お金のことは無になってもいいけれども、考え方としては。だからそこはどういうふうに今後考えてるんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 千葉委員おっしゃるとおり、熊石の状況が大変厳しいといえますか、すまいるができた時と人口構成だったりが大きく変わってるというところもあると思うんですよね。その当時は、まだまだというような感覚できつといたんでしょうけれども。今の状況になりますと、やはり施設で働く人たちも確保するのは大変厳しい状況になってきているという段階なものですから、すまいるの件は置いといたとしても、訪問介護だったりデイサービスだったりくまいし荘だったり、あと病院だったりと連携といえます

か協議しながら、どんな福祉サービス、どんな介護サービス、どんな医療サービスというところは検討していかなければならないなというふうに感じております。

今のまま、デイサービスも今のまま、ホームヘルプも今のままという感じではないという認識ではいますので、今後といいますか、近いうちに協議しながら次の方向といいますか見せながら考えていきたいというふうに考えております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 病院のときに副町長来て、デイサービスの適切な試算を、積算の試算して今の委託料やってますって言ったから、そこで少し議論するかなと思ったけれども。到底さ、常識的な積算の仕方していないんだよね。分かってると思うけど。19名の部分で今何人利用されてるのかっていう視点からすれば、介護保険料の収入というのはあれだけしかないんだから。だから、実際の人員の部分はかなりシビアに見ていかないと駄目だと思うんだよね。

だから、そこに何回も言うようだけれども、税をつぎ込んだら駄目だって言ってるんじゃないで、全体できちんと公平な税の使われ方で有効なやり方しなければならないから、我々文厚でいったときに、プリオの先生が最後に言ったのは特養と病院と一体経営をきなさいと書いてある。それか一体的経営をきなさいと。当然、町立と社会福祉法人だから一つの経営になるわけではないけれども。そのことが、現実にはただ包括ケアで進みたい。話だけが先行して中身が包括ケアでなければ、厳しいと思うんですよね。

だから、そういう経営診断のところでは一体的経営っていう意味を本当にきちんと詰めていかないと、大変だと思うんだよね。特に、次はデイサービスだよ。デイサービスが今でも破綻してるんだから。ますます税つぎ込んでいかなければならない。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） そのコンサルの話ちょっと聞いてなかったんですけども、やはり病院とくまいし荘と一体にという話は何となく理解できる部分があります。

それでも、やっぱり病院は病院で経営していますし、くまいし荘はくまいし荘で社会福祉法人が経営してるという中で、直にやるのはやってもいいんですが、そこに町として住民サービス課が入ったりしながら間を取り持ちながら、どうやって全体をコーディネートしていくかというところは考えていかなければいけないというふうに思っています。

さっきあった、デイサービスも算出したときにはそれがベストだということで算出したと思うんですが、今となっては利用者人数も減ってきてるので、実態として民間といいますかほかの事業者やっているような経営手法ではないということも理解していますので、その辺も含めて考えていきたいというふうに思います。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 通常のデイサービスのときの積算で、予定の部分の積算で、結果の部分の積算になってないということでは、当然一つは地域密着型になったときに、根本的に見直さないといけないことが、もうちょっと汚点ついてると思うんです。本当はあの時点である程度、近々の部分はね、根本も悪いんだけども。それはそれで自覚してると思うので。

文厚の方で、先生作って分かりやすい冊子になってるのでね、是非ともプリオのやつ、それをやってくださいって言うんじゃなくてイメージだけちょっと持ってほしいなって。それじゃないとどこかまたいっちゃうし、疲弊するから、見てほしいというか。短時間で作ったらしいから、もっと本当は詳細のやつを作れるはずなんだよ。プリオというのは。

でも、分かりやすく端的な部分だけ抜粋してるような冊子なので、ちょっと見てほしいなって、よろしくをお願いします。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 資料は後で目を通して参考にさせていただきたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにございませんか。

○委員（黒島竹満君） もう一つ。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） これ破産宣告するって言ってるしょ。これ町のほうの弁護士から、この破産宣告は何のためにするかっていうのは、ある程度聞いてるの。結局、辞めるなら廃止届だけで済むと思うんだけども。破産宣告するってことは、たぶん補助金返還のために破産宣告するって考えだろうと思うんだけども、その辺、町のほうの弁護士からここの部分はなぜなのかなって部分は聞いたことあるの。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 町の弁護士を通してってことではないんですが、すまいるのほうで1月の報告を受けた際に、すべての事業を引き継ぐことでまず協議してると。その中で、全部事業譲渡したらその後にもう今の会社なくするつもりだってことは言ってたんですが、それが熊石だけが協議が整わなかったと。

それで、ほかのは全部渡していますので、今もう事業運営できない熊石の施設だけ残っていて、あとは法人としてもうできないので、あと担保の部分もありますので、それで破産をするということで聞いています。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） そしたら考えればさ、結局法人は一つの法人で、熊石は熊石独自の法人ではないはずなんだよな。だから、破産宣告するためにさ、向こうの方は他の施設では

かの方がやるっていうのに、破産宣告するっていう段階で、結局いろんなこと考えてやってきてるわけだよな。熊石単独じゃないわけだからさ。

だから、一つの組織で、それこそ、あっち3か所だか4か所ある施設も一緒になってる法人の会社のはずだからさ。だから、その辺をもうちょっとやっぱり調べて、どういう状況になってるのかさ。分からないでしょ。分かっても喋られないのか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） まず、経営のことでいくと、熊石の建物の償還だと考えれば、当然補助金だとかも入っていますし、毎月の運営だけでいけばグループホームのほかに上にも人が入っていて、毎月の赤か黒かっていうとそこは赤ではないということは聞いていました。ただ、当然補助金も入っていますから。

あとは、全体で考えるといろんな事業をやってる中でゆるくないと。会社として負債があるという話をされています。熊石ということではなくてですね。その中で、ある程度の事業は譲渡できたんですけれども、会社の負債は残っているということも含めて破産宣告するということが聞いています。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） だけど、簡単に破産宣告できないんじゃないの。ただの脅かしじゃないの、多分。多分できないと思うけどな。結局、ほかの事業もやってるわけだから。

代表者を、今のすまいるモダの代表者と別代表者になってるのかこれ。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 茂田石油株式会社のことだと思うんですけれども、モダグループとは関係がないです。法人としては、なので、すまいるの介護の事業だけをやっていた会社。それで、熊石以外はすべて譲渡。

しかし、熊石の建物だけが残ってしまう状態で、負債もあるので、もうその会社としては成り立たないということで、破産の申し立てをすることです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） ないようですので以上で終わります。ありがとうございました。

（保健福祉課長 戸田淳君、保健福祉課長補佐 佐藤哲也君、高齢者福祉係長 武田利恵君、住民サービス課長 北川正敏君 退室）

## ◎ その他

○委員長（赤井睦美君） その他でなにか皆さんからございませんか。

- 委員（千葉 隆君） 病院の医師住宅の視察はいつ頃になるんですか。
- 議会事務局庶務係長（松田 力君） 前にお話していた院長住宅の視察ですが、建物自体の工事はもうほぼ終わってるという状態になってるので、後は日程を詰めていくってところなんです。ですが、今、状況が状況なので、どういうふうにして行かかというところを事務局で検討しています。
- 委員（千葉 隆君） でも、引っ越してからじゃ駄目だべ。
- 議会事務局庶務係長（松田 力君） もちろん、入居してからでは見に行くことはできません。
- 委員（佐藤智子君） いつ入居なの。4月中に入るの。
- 議会事務局庶務係長（松田 力君） 工期が4月いっぱいまでの予定です。ただそれは外構込みの話なので、建物自体の完成はもう少し早いかと。
- 委員（千葉 隆君） 4月中に、委員長と副委員長で日程決めてやってもらうということ。
- 委員長（赤井睦美君） では4月中に見せていただくということをお願いいたします。ほかにありませんか。
- 委員（千葉 隆君） 病院のさ、今のコロナの対策で。患者さんとかの部分は個人情報だとか言ってるんだけど。感染症の部分でさ、発熱外来とかでも導線同じでどうしようもないみたいな話、ある先生から、病院の先生自体から聞いたことがあったりね。
- 陰圧病床あるのに、陰圧病床というのが4床あるから入ってるけれども、それじゃあ肺炎になりましたよって、人工呼吸器まではできるんだけれども、実際 ECMO という人口肺の機械はないらしいんだよね。だから、重症の患者さんは見れないんじゃないのかなとか。
- そして、ECMO の部分があったにしても、使える先生がいないというか。循環器外科の先生がいるみたいだけれども、だからその辺も含めて本当は説明を受けたかったんだけれども、4月のときに経営の部分もやるっていったから、もう一回詰めていつ頃病院の関係、報告してもらえるのか聞いてるんですか。病院の全体の部分もさ、予算委員会終わってるから早めにということで。
- 委員長（赤井睦美君） 確認。
- 議会事務局庶務係長（松田 力君） 今、4月に入ってる文教厚生常任委員会の開催は既に各課にも周知しています。ただ、日程はまだ決めていないんですが、人事異動もあったということで4月の第3週、1週目が3日しかないの。3週以降で、その時期に開催することはまず周知しています。
- 現在、報告案件を各課に取りまとめていただいているところなので、その中で総合病院についても、経営の部分ですとか、コロナの対策の報告が案件として挙がってこなければ、こちらから所管事務調査ということで要求して、来ていただいて話を聞くといったことは可能です。

今のところ、4月の3週目を予定してはるんですけども、細かい日程はもう少し詰めさせていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） はい。

○委員（千葉 隆君） それで病院の経営もさ、よこすのは分かるんだけども、ただその日にボンと渡されても分からないから、ある程度骨格があるのであれば事前配付してほしいと思うんだ。それで、他の案件もあつて病院の院長宅も見ていくっていったら、院長宅もここから行って帰ってきたら1時間かかるので。もしもあれだったら、分けるというか病院だけ1日というか半日にするとかそういうふうなことをやって、総合病院の部分だけは少し事前に資料をもらわないと、ちょっと大きいというかね。

実際は13億、先生来なければ13億というやつだから、かなり町民に質問されてる部分あるからさ。結果を見て、その当日配付の当日質問というのはちょっと馴染まない金額なんですね。もうちょっと、その辺のどういう感じで経営改善するかっていうふうなやつを持ってくるっていったからさ、その辺事前に配付。その日でなければ作れないって言ったら、委員会を伸ばすからって。だから、1週間見るのにもらうよっていうような日程の作り方をしてほしいなって、希望ね。

というのは、議運のところでき、今回関口委員さんが質問していて、一般質問も一発で終わらせたっていう責任もあるから、できるだけこの委員会というふうになんか今言ってるから、その辺ちょっと確保してほしいなという。一般質問も出てるし、皆も関心があるということも含めて、そうしてやらないと、何となく一般質問を文書でやってしまったという部分もあるからさ、そういう配慮をしてやってもらえないでしょうかね。ほかの議員さんにも聞いて。

○委員長（赤井睦美君） 皆さんどうですか。病院だけ特別に時間とって、もちろん事前に配付していただいて、それでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） そういうことでお願いしてもいいですか。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 今お話しした4月に予定している文教厚生常任委員会と、それとは別の時間で委員会を開催しても、病院については事前に資料を提供いただいて開催すると。もし日程が都合付けば、同じ時に院長住宅も見に行くという日程で、病院と調整したいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。事務局からも何かないですか。

（「ありません」という声あり）

## ◎ 閉会・解散

○委員長（赤井睦美君） じゃあこれで委員会を終わります。お疲れ様でした。

〔閉会 午前11時08分〕

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する

文教厚生常任委員会委員長 赤 井 睦 美